

# 令和4年度から 育児休業の取扱いが変わります

## 育児休業の取扱いについて

多様な働き方に対応するため、法律に基づかない育児休業（法人独自の育児休業）や自営業の方の育児に伴う休業を、保育利用申込等において、法律に基づく育児休業と同様の取扱いに変更します。

### 1. 育児休業として取り扱う期間

- 雇用主がある場合  
就労証明書に記載された期間。※最長で子どもの満2歳の誕生日の前日まで。
- 自営業の場合  
子どもが生まれた日から満1歳の誕生日の前日までに育児のために休んだ期間。満1歳の誕生日までに保育所等に入所できなかった場合は、入所するまでの期間（入所後1か月以内に復職）。  
※最長で子どもの満2歳の誕生日の前日まで。
- 雇用主がある場合、自営業の場合、どちらも2歳に達する月の末日が属する年度の翌年度に小学校就学の始期に達するときは、最長で卒園まで育児休業として認定します。

### 2. 法律に基づかない育児休業等を取得する方への影響

- 保育利用予約の申込ができるようになります。
- 通常申込の利用調整において、復職点（入園希望日の前後1か月以内に復職する場合に付く加点）の対象になります。
- 自営業の方が出産しその子どもの育児のために休業したとき、すでに保育所等に入園している兄妹がいる場合は、「妊娠・出産」の認定期間が就労するまでに復職しなければ退所となっていたが、「育児休業」で認定できるようになるため、継続して保育所等を利用できるようになります。

### 3. 変更時期

- 新規入所申込み・・・令和4年4月1日入所から（令和3年11月から受付開始予定）
- 在園児の認定変更・・・令和4年4月1日変更分から



【お問合せ】八戸市子ども未来課（市庁別館2階）

〒031-8686 青森県八戸市内丸一丁目1番1号

電話（直通）0178-43-9094（代表）0178-43-2111 FAX 0178-43-2144